

○国家公安委員会規則第十二号

警察法施行令（昭和二十九年政令第五百十一号）第十三条第一項の規定に基づき、地域警察運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月十三日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

地域警察運営規則の一部を改正する規則

地域警察運営規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に

これに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 警備派出所及び直轄警ら隊 (第27条・第28条)</p> <p>第5章 交番相談員 (第29条－第32条)</p> <p>第6章 雑則 (第33条)</p> <p>附則</p> <p>(運用)</p> <p>第4条 地域警察は、交番、駐在所、自動車警ら班又は自動車警ら隊のほか、地域の実情に応じ、<u>警備派出所</u>、直轄警ら隊等に配置され、それぞれ次条に定める地域警察勤務に従事する地域警察官を相互に連携させることにより運用するものとする。この場合において、その効果的な運用を図るため、通信指令室及び警察署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を活用するものとする。</p> <p>(地域警察勤務)</p> <p>第5条 地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に従い、それぞれ当該各号に定める勤務方法のうち<u>地域の実態に即して警察本部長が定めるものにより行う</u>地域警察勤務（次項において「通常基本勤務」という。）を通じて、第2条の任務を達成するための活動を行うものとする。</p> <p>(1) 交番勤務（臨時交番勤務を含む。以下同じ。） 立番、<u>見張</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [同左]</p> <p>第4章 警備派出所、<u>検問所</u>及び直轄警ら隊 (第27条－第29条)</p> <p>第5章 交番相談員 (第30条－第33条)</p> <p>第6章 雑則 (第34条)</p> <p>附則</p> <p>(運用)</p> <p>第4条 地域警察は、交番、駐在所、自動車警ら班又は自動車警ら隊のほか、地域の実情に応じ、<u>警備派出所</u>、<u>検問所</u>、直轄警ら隊等に配置され、それぞれ次条に定める地域警察勤務に従事する地域警察官を相互に連携させることにより運用するものとする。この場合において、その効果的な運用を図るため、通信指令室及び警察署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を活用するものとする。</p> <p>(地域警察勤務)</p> <p>第5条 地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に従い、それぞれ当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務（次項において「通常基本勤務」という。）を通じて、第2条の任務を達成するための活動を行うものとする。</p> <p>(1) 交番勤務（臨時交番勤務を含む。以下同じ。） 立番、<u>見張</u></p>

り、在所、警ら及び巡回連絡

- (2) 駐在所勤務 在所、警ら及び巡回連絡
- (3) 移動交番車勤務 在所及び警ら
- (4) 自動車警ら班勤務 機動警ら及び待機
- (5) 自動車警ら隊勤務 機動警ら及び待機
- (6) 警備派出所勤務 警戒警備、立番、見張り、在所及び警ら  
[号を削る。]

(7) 直轄警ら隊勤務 警ら及び待機

2 [略]

(地域警察幹部等の職務)

第10条 [略]

2 地域警察部門（地域警察活動を所掌する部門をいう。第20条第2項において同じ。）以外の警察部門に属する幹部は、地域警察官に対し、その所掌する事務のうち地域警察活動に必要なものについて指導教養を行わなければならない。

(勤務準則及び勤務基準)

第11条 警察本部長は、地域警察の運営を計画的に行うため、勤務制、勤務制及び勤務種別の組合せごとの勤務時間、勤務方法その他の地域警察勤務に関する事項についての準則（次項及び第14条第1項において準用する次項において「勤務準則」という。）を定めなければならない。

2 警察署長は、勤務準則に従い、かつ、第9条第2項に規定する管内の実態を勘案して、個別の交番、駐在所等ごとに勤務方法別の勤務時間の割り振りその他の事項についての基準（第4項にお

、在所、警ら及び巡回連絡

- (2) 駐在所勤務 在所、警ら及び巡回連絡
- (3) 移動交番車勤務 在所及び警ら
- (4) 自動車警ら班勤務 機動警ら及び待機
- (5) 自動車警ら隊勤務 機動警ら及び待機
- (6) 警備派出所勤務 警戒警備、立番、見張、在所及び警ら
- (7) 検問所勤務 検問、立番、見張及び待機

(8) 直轄警ら隊勤務 警ら及び待機

2 [同左]

(地域警察幹部等の職務)

第10条 [同左]

2 地域警察幹部以外の幹部は、地域警察官に対し、その所掌する事務のうち地域警察活動に必要なものについて指導教養を行わなければならない。

(勤務準則及び勤務基準)

第11条 警察本部長は、地域警察の運営を計画的に行うため、勤務制、勤務制及び勤務種別の組合せごとの勤務時間、勤務方法その他の地域警察勤務に関する事項についての準則（次項において「勤務準則」という。）を定めなければならない。

2 警察署長は、勤務準則に従い、かつ、第9条第2項に規定する管内の実態を勘案して、個別の交番、駐在所等ごとに勤務方法別の勤務時間の割り振りその他の事項についての基準（以下この条

いて「勤務基準」という。)を定めなければならない。

[3・4 略]

(運営上の留意事項)

第12条 [略]

2 警察本部長及び警察署長は、地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備資器材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努めなければならない。

3 警察署長は、第9条第2項に規定する管内の実態を踏まえ、地域警察に関する活動の重点その他必要な事項を定めるものとする。

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第13条 地域警察幹部は、地域警察官の指揮監督及び指導教養に当たっては、その勤務の実態を的確に掌握し、地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むよう、交番、駐在所等のほか、その活動に従事する場所において、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するよう努めなければならない。

2 [略]

(準用)

第14条 第9条、第11条第2項及び第3項、第12条並びに前条第2項の規定は、警察本部（警視庁、道府県警察本部、方面本部及び市警察部をいう。以下同じ。）に置かれる自動車警ら隊の運営に関する事務を所掌する警察本部の課（隊その他の組織で課に相当するものを含む。次項において「自動車警ら隊所属」という。）

において「勤務基準」という。)を定めなければならない。

[3・4 同左]

(運営上の留意事項)

第12条 [同左]

[項を加える。]

2 警察署長は、地域警察に関する活動の重点その他必要な事項を協議するため、定期的に幹部会議を開くものとする。

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第13条 地域警察幹部は、地域警察官の指揮監督及び指導教養に当たっては、その勤務の実態を的確に掌握し、地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むよう、交番、駐在所等の勤務場所において、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するよう努めなければならない。

2 [同左]

(準用)

第14条 第9条、第11条第2項及び第3項、第12条並びに前条第2項の規定は、警察本部（警視庁、道府県警察本部、方面本部及び市警察部をいう。以下同じ。）に置かれる自動車警ら隊の運営に関する事務を所掌する警察本部の課（隊その他の組織で課に相当するものを含む。次項において「自動車警ら隊所属」という。）

の長について準用する。この場合において、第11条第2項及び第12条第3項中「第9条第2項」とあるのは「第14条第1項において準用する第9条第2項」と読み替えるものとする。

- 2 第11条第4項の規定は、自動車警ら隊所属の地域警察官について準用する。この場合において、同項中「勤務基準」とあるのは「第14条第1項において準用する第2項に規定する基準」と、「前項」とあるのは「同条第1項において準用する前項」と、「警察署長」とあるのは「同条第1項に規定する自動車警ら隊所属の長」と読み替えるものとする。

(運用体制)

第16条 交番は、交替制の地域警察官により運用するものとする。  
ただし、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、日勤制の地域警察官により運用することができる。

- 2 駐在所は、駐在制の地域警察官により運用するものとする。ただし、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、日勤制の地域警察官により運用することができる。

(交番所長等)

第16条の2 交番には、その活動を一体として効率的に行わせるため、必要に応じて、日勤制の地域警察幹部の所長を置くことができる。

[2・3 略]

(所管区活動)

の長について準用する。

- 2 第11条第4項の規定は、自動車警ら隊所属の地域警察官について準用する。この場合において、同項中「警察署長」とあるのは「自動車警ら隊所属の長」と読み替えるものとする。

(配置人員等)

第16条 交番は、原則として1当務3人以上の交替制の地域警察官により運用するものとする。

- 2 駐在所は、原則として1人の駐在制の地域警察官により運用するものとする。

(交番所長等)

第16条の2 交番には、その活動を一体として効率的に行わせるため、日勤制の地域警察幹部の所長を置くものとする。

[2・3 同左]

(所管区活動)

第17条 交番又は駐在所の地域警察官は、所管区（第21条の2第1項の規定による運用を行う場合は、同項に規定するブロックとする。以下この条及び第19条第1項において同じ。）において、地形、地物及び交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢その他地域社会の実態の掌握に努め、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同して第2条の任務を遂行するものとする。

（立番、見張り及び在所）

第18条 [略]

2 交番勤務の見張りにおいては、交番の施設内の適当な場所に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

3 [略]

4 前3項の立番、見張り又は在所に際しては、市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

（警ら）

第19条 [略]

[項を削る。]

第17条 交番又は駐在所の地域警察官は、所管区（第21条の2第1項の規定による運用を行う場合は、同項に規定するブロックとする。以下この条、第19条及び第20条第2項において同じ。）において、地形、地物及び交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢その他地域社会の実態の掌握に努め、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同して第2条の任務を遂行するものとする。

（立番、見張及び在所）

第18条 [同左]

2 交番勤務の見張においては、交番の施設内の出入口付近に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

3 [同左]

4 前3項の立番、見張又は在所に際しては、市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

（警ら）

第19条 [同左]

2 前項の警らは、徒歩又は自転車により行うものとする。ただし、所管区の面積、地形等の状況、治安情勢等を勘案して必要と認められるときは、自動二輪車、小型警ら車又は警ら用無線自動車により行うことができる。

2 前条第4項の規定は、前項の警らについて準用する。

(巡回連絡)

第20条 交番勤務及び駐在所勤務の巡回連絡においては、担当する区域（以下この項において「受持区」という。）を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

2 警察本部長及び警察署長は、前項の巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、地域警察部門以外の警察部門の警察職員をして前項の巡回連絡に協力させるものとする。

(移動交番車等の運用)

第21条 警察署長は、交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、移動交番車又は臨時交番により当該地域をその所管区に含む交番又は駐在所の活動を補うものとする。

2 第18条第3項及び第4項の規定は移動交番車勤務の在所について、第19条の規定は移動交番車勤務の警らについて準用する。この場合において、第19条第1項中「所管区」とあるのは「第21条第1項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

(統合運用)

第21条の2 警察署長は、所管区が相互に隣接し、又は近接する2

3 前条第4項の規定は、第1項の警らについて準用する。

(巡回連絡)

第20条 交番勤務及び駐在所勤務の巡回連絡においては、担当する区域（以下「受持区」という。）を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

2 前項の巡回連絡は、所管区又は受持区の状況その他の事情により必要と認められるときは、前条第1項の警らに当たつて行うことができる。

(団地等における特例)

第21条 警察署長は、団地その他人口増加の著しい地域等において必要がある場合は、移動交番車又は臨時交番により交番又は駐在所の活動を補うものとする。

2 第18条第3項及び第4項の規定は移動交番車勤務の在所について、第19条第1項及び第3項の規定は移動交番車勤務の警らについて準用する。この場合において、第19条第1項中「所管区」とあるのは「団地その他人口増加の著しい地域等」と読み替えるものとする。

(統合運用)

第21条の2 警察署長は、所管区が相互に隣接し、又は近接する2

以上の交番又は駐在所について、それぞれの所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、当該2以上の交番又は駐在所の所管区を結合し、当該結合した区域（次項において「ブロック」という。）において、当該2以上の交番又は駐在所の地域警察官を統合的に運用することができる。

- 2 警察署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる1の交番又は駐在所の地域警察官の中から当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者を指定するものとする。

[項を削る。]

（資料の整理保管）

第22条 交番又は駐在所の活動に必要な資料については、常に活用できるよう整理保管しておくとともに、紛失の防止その他その適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

（設置等）

第23条 自動車警ら班は、警察署の管轄区域の治安情勢、交番又は駐在所の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、当該区域において警ら用無線自動車の運用による機動力を活用した活動を行う必要がある場合に、警察署に置くものとする。

- 2 自動車警ら隊は、都道府県の区域の治安情勢、自動車警ら班の

以上の交番又は駐在所について、それぞれの所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して特に必要があると認める場合は、当該2以上の交番又は駐在所の所管区を結合し、当該結合した区域（以下この条において「ブロック」という。）において、当該2以上の交番又は駐在所の地域警察官を統合的に運用することができる。

- 2 警察署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる1の交番又は駐在所の地域警察官の中から当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者（次項において「統括責任者」という。）を指定するものとする。

3 前項の規定により統括責任者の置かれた交番以外の当該ブロックにおける交番には、第16条の2第1項の規定にかかわらず、日勤制の所長を置かないことができる。

（資料の整理保管）

第22条 交番又は駐在所の活動に必要な資料は、常に活用できるよう整理保管しておかなければならない。

（設置等）

第23条 自動車警ら班は、警察署に置くものとする。

- 2 自動車警ら隊は、警察本部に置き、必要により分駐隊を設ける

活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、当該区域において警ら用無線自動車の運用による機動力を活用した活動を行う必要がある場合に、警察本部に置き、必要により分駐隊を設けるものとする。

3 [略]

(自動車警ら班等の活動)

第24条 自動車警ら班の地域警察官は、事件又は事故の発生に即応しつつ、前条第1項に規定する活動を行うことにより、第2条の任務を遂行するものとする。

2 自動車警ら隊の地域警察官は、2以上の警察署の管轄区域内の定められた区域において、前条第2項に規定する活動を行うことにより、第2条の任務を遂行するものとする。

(機動警ら)

第25条 自動車警ら班勤務及び自動車警ら隊勤務の機動警らにおいては、第23条第1項又は前条第2項に規定する区域の実態を考慮して定める当該区域内の地域又は路線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

[2・3 略]

第4章 警備派出所及び直轄警ら隊

ものとする。

3 [同左]

(自動車警ら班等の活動)

第24条 自動車警ら班の地域警察官は、警察署の管轄区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢、交番又は駐在所の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、事件又は事故の発生に即応しつつ、機動力を活用した活動を行うことにより、第2条の任務を遂行するものとする。

2 自動車警ら隊の地域警察官は、2以上の警察署の管轄区域内の定められた区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢、自動車警ら班の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、前項に規定する活動を行うことにより、第2条の任務を遂行するものとする。

(機動警ら)

第25条 自動車警ら班勤務及び自動車警ら隊勤務の機動警らにおいては、前条第1項又は第2項に規定する区域の実態を考慮して定める当該区域内の地域又は路線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

[2・3 同左]

第4章 警備派出所、検問所及び直轄警ら隊

(警備派出所)

第27条 [1～3 略]

4 第18条第1項の規定は警備派出所勤務の立番について、同条第2項の規定は警備派出所勤務の見張りについて、同条第3項の規定は警備派出所勤務の在所について、同条第4項の規定は警備派出所勤務の警戒警備、立番、見張り及び在所について、第19条の規定は警備派出所勤務の警らについて準用する。この場合において、第19条第1項中「所管区」とあるのは「第27条第2項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

[条を削る。]

(直轄警ら隊)

第28条 直轄警ら隊は、警察署の管轄区域の治安情勢、交番又は駐在所の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、当該区域内

(警備派出所)

第27条 [1～3 同左]

4 第18条第1項の規定は警備派出所勤務の立番について、同条第2項の規定は警備派出所勤務の見張について、同条第3項の規定は警備派出所勤務の在所について、同条第4項の規定は警備派出所勤務の警戒警備、立番、見張及び在所について、第19条の規定は警備派出所勤務の警らについて準用する。この場合において、第19条第1項及び第2項中「所管区」とあるのは「第27条第2項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

(検問所)

第28条 検問所は、幹線道路における都道府県境その他の要所に設けるものとする。

2 検問所の地域警察官は、検問所において犯罪の予防検挙等の活動を行うものとする。

3 検問所勤務の検問においては、通行中の自動車その他の車両を停止させ、運転者、同乗者等に対して質問を行うことにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り等に当たるものとする。

4 第18条第1項の規定は検問所勤務の立番について、同条第2項の規定は検問所勤務の見張について、同条第4項の規定は検問所勤務の検問、立番及び見張について、第26条の規定は検問所勤務の待機について準用する。

(直轄警ら隊)

第29条 直轄警ら隊は、原則として警察事象の多い地域を管轄する警察署に置くものとする。

の特定の地域において集団による警ら等の活動を行う必要がある場合に、当該地域を管轄する警察署に置くものとする。

2 直轄警ら隊の地域警察官は、交番又は駐在所の活動を補い、前項に規定する特定の地域において必要な集団による警ら等の活動を行うものとする。

3 第19条第1項及び第25条第3項の規定は直轄警ら隊勤務の警らについて、第26条の規定は直轄警ら隊勤務の待機について準用する。この場合において、第19条第1項中「所管区」とあるのは「第28条第1項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

#### 第5章 交番相談員

(交番相談員)

第29条 都道府県警察は、交番又は駐在所につき所管区の実態を勘案して特に必要があると認める場合は、当該交番又は駐在所において、地域警察活動について知識及び経験を有し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから警察本部長が非常勤の職員として任命したものに、地域警察活動のうち住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言並びに犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡その他住民に対し奉仕する活動に協力し又は当該活動を援助する活動で警察庁長官（以下「長官」という。）が定めるもの（次条において「交番相談活動」という。）を行わせることができる。

[(1)～(3) 略]

第30条・第31条 [略]

2 直轄警ら隊の地域警察官は、交番又は駐在所の活動を補い、特定の地域において必要な集団による警ら等の活動を行うものとする。

3 第19条第1項及び第25条第3項の規定は直轄警ら隊勤務の警らについて、第26条の規定は直轄警ら隊勤務の待機について準用する。この場合において、第19条第1項中「所管区」とあるのは「第29条第2項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

#### 第5章 交番相談員

(交番相談員)

第30条 都道府県警察は、交番につき所管区の実態を勘案して特に必要があると認める場合は、当該交番において、地域警察活動について知識及び経験を有し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから警察本部長が非常勤の職員として任命したものに、地域警察活動のうち住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言並びに犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡その他住民に対し奉仕する活動に協力し又は当該活動を援助する活動で警察庁長官（以下「長官」という。）が定めるもの（次条において「交番相談活動」という。）を行わせることができる。

[(1)～(3) 同左]

第31条・第32条 [同左]

(指揮監督等)

第32条 交番相談員は、その活動を行うに当たっては、交番又は駐在所の所管区を管轄する警察署長の指揮監督及び指導教養を受けるとともに、交番又は駐在所の地域警察官と緊密な連携を保つものとする。

第6章 雑則

(長官への委任)

第33条 [略]

(指揮監督等)

第33条 交番相談員は、その活動を行うに当たっては、交番の所管区を管轄する警察署長の指揮監督及び指導教養を受けるとともに、交番の地域警察官と緊密な連携を保つものとする。

第6章 雑則

(長官への委任)

第34条 [同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。